
5069. 原産地内取内容仮登録

業務コード	業務名
OAC	原産地内取内容仮登録

1. 業務概要

「輸入申告事項登録（I D A）」業務後、原産地証明書情報を適用する数量等の仮登録を行う。

仮登録した内容は訂正、取消しが可能である。なお、輸入申告を行ったのちに本業務により内取内容を訂正しようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

2. 入力者

通関業、輸出入者

3. 制限事項

- ①仮登録を行う場合は、その他の処理との同時入力は不可とする。
- ②内取内容仮登録訂正、内取内容仮登録取消、内取内容税関確認後訂正、内取内容税関確認後取消の場合は、「処理区分」の入力件数が1欄あたり1件であり、かつ申告番号の入力が単一であること。
- ③1つの原産地証明書情報に対して登録可能な申告等番号は、最大20とする。
- ④1つの申告等番号に対して内取内容の登録が可能な欄数は、最大99欄とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
 - ②入力者が通関業であり、かつ「原産地証明書利用者登録（O U A）」業務にて既にC/O利用者（通関業者等の利用者コード）が登録されている場合は、C/O情報DBに登録されているC/O利用者（通関業者等の利用者コード）と同一であること。^{*1}
 - ③入力者が輸出入者であり、かつO U A業務にて既にC/O利用者（輸入者コード等）が登録されている場合は、入力者の輸出入者コードまたは法人番号が、C/O情報DBに登録されているC/O利用者（輸入者コード等）の輸出入者コードまたは法人番号と同一であること。^{*1}
 - ④内取内容仮登録訂正、内取内容仮登録取消、内取内容税関確認後訂正、内取内容税関確認後登録及び内取内容税関確認後取消の場合は、当該内取内容を仮登録した利用者であること。なお、当該業務により内取内容の仮登録を行わず「輸入申告（I D C）」業務及び「輸入申告変更（I D E）」により内取内容の仮登録が行われた場合はその申告者であること。
- （*1）入力者が通関業かつ輸出入者であり、O U A業務にて既にC/O利用者が登録されている場合は、②もしくは③のいずれかを満たすこと。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) C/O情報DBチェック

(A) 仮登録（全量内取）の場合

- ①入力された「N-C/O番号」、「C/O番号」、「e C/Oキー」、「国コード」、「欄番号」がC/O情報DBに存在すること。
- ②該当する原産地証明書情報が複数に分割されてNACCSに送られてくる場合は、全て受信完了していること。（以下、「結合」とする。）
- ③該当する原産地証明書情報がキャンセルされていないこと。
- ④該当欄の内取内容が既に登録されていないこと。ただし、取消済みのものを除く。
- ⑤該当欄の内取内容の登録数が10でないこと。

⑥該当欄の残存量が0でないこと。

(B) 仮登録（重量内取）の場合

①入力された「N-C/O番号」、「C/O番号」、「eC/Oキー」、「国コード」、「欄番号」がC/O情報DBに存在すること。

②該当する原産地証明書情報が結合完了していること。

③該当する原産地証明書情報がキャンセルされていないこと。

④入力した申告等番号に係る内取内容が既に登録されていないこと。ただし、取消済みのものを除く。

⑤該当欄の内取内容の登録数が10でないこと。

⑥該当欄に重量（グロス）が登録されていること。（「0.00」が登録されている場合を除く。）

⑦該当欄に内取内容が登録されている場合は、重量内取であること。ただし、取消済みのものを除く。

⑧該当欄の残存量が0を下回らないこと。

該当欄の残存量は、以下のとおり算出する。

「原産地証明書情報受信（OVA）」業務で登録された「重量（グロス）」-C/O情報DBに登録されている「内取量（内取内容）」の合計（取消済みのものは除く）-入力された「内取量（仮登録）」

(C) 仮登録（数量内取）の場合

①入力された「N-C/O番号」、「C/O番号」、「eC/Oキー」、「国コード」、「欄番号」がC/O情報DBに存在すること。

②該当する原産地証明書情報が結合完了していること。

③該当する原産地証明書情報がキャンセルされていないこと。

④入力した申告等番号に係る内取内容が既に登録されていないこと。ただし、取消済みのものを除く。

⑤該当欄の内取内容の登録数が10でないこと。

⑥該当欄に内取内容が登録されている場合は、数量内取であること。ただし、取消済みのものを除く。

⑦該当欄に数量が登録されていること。

⑧該当欄の残存量が0を下回らないこと。

該当欄の残存量は、以下のとおり算出する。

「原産地証明書情報受信（OVA）」業務で登録された「数量」-C/O情報DBに登録されている「内取量（内取内容）」の合計（取消済みのものは除く）-入力された「内取量（仮登録）」

(D) 内取内容仮登録訂正の場合

①入力された「N-C/O番号」、「C/O番号」、「eC/Oキー」、「国コード」、「欄番号」がC/O情報DBに存在すること。

②該当する原産地証明書情報がキャンセルされていないこと。

③内取内容の確認状態が仮登録済みであること。

④該当欄の残存量が0を下回らないこと。

該当欄の残存量は、以下のとおり算出する。

C/O情報DBに登録されている訂正前の「残存量」+登録されている訂正前の「内取量（内取内容）」-入力された訂正後の「内取量（内取内容）」

(E) 内取内容仮登録取消の場合

①入力された「N-C/O番号」、「C/O番号」、「eC/Oキー」、「国コード」、「欄番号」がC/O情報DBに存在すること。

②該当する原産地証明書情報がキャンセルされていないこと。

③入力した申告等番号に係る内取内容の確認状態が仮登録済みであること。

(F) 内取内容税関確認後訂正の場合

①入力された「N-C/O番号」、「C/O番号」、「eC/Oキー」、「国コード」、「欄番号」がC/O情報DBに存在すること。

②該当する原産地証明書情報がキャンセルされていないこと。

③入力した申告等番号に係る内取内容の確認状態が税関確認済みまたは税関確認後訂正であること。

④該当欄に内取量が登録されていること。

⑤該当欄の残存量が0を下回らないこと。

該当欄の残存量は、以下のとおり算出する。

C/O情報DBに登録されている訂正前の「残存量」+登録されている訂正前の「内取量（内取内容）」-入力された訂正後の「内取量（内取内容）」

(G) 内取内容税関確認後取消の場合

①入力された「N-C/O番号」、「C/O番号」、「eC/Oキー」、「国コード」、「欄番号」がC/O情報DBに存在すること。

②該当する原産地証明書情報がキャンセルされていないこと。

③入力した申告等番号に係る内取内容の確認状態が税関確認済みであること。

(4) 輸入申告DBチェック

仮登録または内取内容仮登録訂正の場合は、以下のチェックを行う。

(A) 入力された申告等番号が輸入申告DBに存在すること。

(B) 「原産地証明書利用者登録（OUA）」業務にて「C/O利用者（輸入者コード等）」欄に輸出入者コードまたは法人番号が入力されている場合は、以下のチェックを行う。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

①OUA業務にて登録されている輸出入者コードが12桁の輸出入者コードまたは17桁の法人番号である場合は、輸入申告DBに登録されている輸入者コードがOUA業務にて登録されている輸出入者コードと一致すること。

②OUA業務にて登録されている輸出入者コードが8桁の輸出入者コードである場合は、輸入申告DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁がOUA業務にて登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一であること。

③OUA業務にて登録されている輸出入者コードが13桁の法人番号である場合は、輸入申告DBに登録されている輸入者コードの先頭13桁がOUA業務にて登録されている輸入者コードの先頭13桁と同一であること。

(C) 以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告撤回」

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) C/O情報DB処理

①入力された内容をC/O情報DBに登録・更新する。

②前述のC/O情報DBチェック時に算出した該当欄の残存量を、C/O情報DBに登録・更新する。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(4) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

入力されたC/O番号、国コード、N-C/O番号に対するC/O情報が、登録されている提出日時から1年が経過している。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
原産地証明書内取内容仮登録控情報	なし	入力者
原産地証明書内取内容訂正通知情報	入力した内取内容に係る輸入申告等が申告済である場合。 なお、 ただし 予備申告、BP承認申請を除く。 ただし 、「 その他やむを得ない理由があると認める場合（自動） 」に係るBP申請事由コードが登録されている場合は出力する。	税関（通関担当部門）

7. 特記事項

入力された申告等番号について審査終了が行われた旨が登録されている場合は、仮登録が行われた内取内容の確認状態は税関確認後仮登録済みとなる。そのため「原産地内取内容税関確認後訂正確認（CUC）」業務による「税関確認後訂正の税関確認」が必要となる。